

# 資料

(資料1)

## 郡上市住民自治推進懇話会 経過

<平成23年>

- 8月 ・ 郡上市住民自治推進懇話会設置準備検討会
- 9月 ・ 第1回郡上市住民自治推進懇話会 (市長趣旨説明)  
「アドバイザー講話：市民の皆さんが市政や地域の主人公となる住民自治」
- 10月 ・ 第1回幹事会
- 11月 ・ 第2回郡上市住民自治推進懇話会 (ワークショップ)  
「身近な住民自治を考えよう あなたも実践している住民自治」
- 12月 ・ 第3回郡上市住民自治推進懇話会 (ワークショップに関する意見交換)

<平成24年>

- 1月 ・ 第2回幹事会
  - ・ 第4回郡上市住民自治推進懇話会 (第1回～第3回懇話会のまとめ)
- 2月 ・ 第3回幹事会
- 3月 ・ 第5回郡上市住民自治推進懇話会 (他市町の自治基本条例の取り組み)
- 4月 ・ 第4回幹事会
- 5月 ・ 第6回郡上市住民自治推進懇話会 (先進自治体関係者を招いての学習会)  
「住民主体のまちづくりと自治基本条例の必要性」  
垂井町 仮称住民自治基本条例策定委員 副委員長 神田 浩史氏
- 6月 ・ 第7回郡上市住民自治推進懇話会 (新委員を加えての学習会)  
「ワークショップの振り返りと住民自治の仕組み」今井良幸講師
  - ・ 第1回素案策定委員会
  - ・ 第2回素案策定委員会
- 7月 ・ 第8回郡上市住民自治推進懇話会 (条例前文に関する協議)
- 8月 ・ 第3回素案策定委員会
  - ・ 第4回素案策定委員会
- 9月 ・ 第9回郡上市住民自治推進懇話会 (条例前文及び総則に関する協議)
  - ・ 第5回素案策定委員会
- 10月 ・ 第6回素案策定委員会
  - ・ 第7回素案策定委員会
  - ・ 第10回郡上市住民自治推進懇話会 (条例各項目に関する協議 グループ協議)
  - ・ 様式により委員から内容に関する意見を募集
- 11月 ・ 第8回素案策定委員会
  - ・ 第9回素案策定委員会
- 12月 ・ 第10回素案策定委員会
  - ・ 第11回素案策定委員会

<平成25年>

- 1月・第11回郡上市住民自治推進懇話会（条例各項目に関する協議 グループ・全体協議）
  - ・第12回素案策定委員会
  - ・市議会との意見交換会 出席：懇話会座長、副座長、幹事、素案策定委員  
郡上市議会 副議長、総務常任委員長、行革特別委員長
- 2月・第12回郡上市住民自治推進懇話会（自治基本条例の必要性確認・提言内容確認）
  - ・市長への提言
- 3月・議会への報告

(資料2)

## 郡上市住民自治推進懇話会の設置について

### (住民自治推進懇話会の設置)

市民の皆さんが市政や地域の主人公であると言えるような住民自治の確立に必要な事項を協議、検討し、郡上市に対して提言を行なうために郡上市住民自治推進懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。懇話会は、提言を行うまで継続して活動するものとする。

### (目的)

懇話会は、次の事項について協議、検討し、郡上市に提言するものとする。

- (1) 郡上市に適した住民自治のあり方に関する事
- (2) (仮称) 住民自治基本条例に関する事
- (3) その他、委員が住民自治を高めるために必要と認める事項

### (構成)

懇話会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 総合計画後期基本計画策定に参画された方
- (2) 各種団体の代表者及び学識経験者
- (3) 本会の目的に賛同し、自ら参加を望まれる方

### (座長及び副座長)

懇話会に座長及び副座長を置く。

- (1) 座長及び副座長は、委員のうちから互選する。
- (2) 座長は、委員会を代表し取りまとめを行う。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代行する。

### (幹事会)

懇話会に幹事会を置く。

- (1) 幹事は、委員のうちから互選する。
- (2) 懇話会に提案する事項について、協議又は調整をする。

### (事務局)

懇話会の事務局は、郡上市市長公室企画課内において行う。